

令和8年度

市道二子沢線支障木伐採業務委託

仕様書

盛岡市建設部道路建設課

1. 適用範囲

本仕様書は、市道二子沢線支障木伐採業務委託に適用する。

本仕様書に記載のない事項については「共通仕様書（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）〔土木工事共通仕様書〕〔令和7年4月1日以降適用、岩手県県土整備部〕」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

2. 業務目的

市道二子沢線における立木の伐採を目的とする。

なお、伐根は必要としない。

3. 業務内容

業務内容は以下のとおり。

- ・ 支障木の伐採
- ・ 伐採木の運搬・処理
- ・ 伐採業務にかかる交通管理工（交通誘導警備員配置）

※費用には、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）も含む。

4. 伐採木参考数量

規格（幹周）	本数（本）
20cm 未満	217
20cm 以上 30cm 未満	122
30cm 以上 60cm 未満	172
60cm 以上 90cm 未満	86
90cm 以上 120cm 未満	31
120cm 以上 150cm 未満	6
150cm 以上 180cm 未満	3
180cm 以上 210cm 未満	0
210cm 以上 240cm 未満	0
合計	637

別紙 伐採木一覧表も参照のこと。

なお、上記内訳は過年度調査による参考数量であり、見積算出の際は樹木の生長も加味した金額にて提出すること。また、出来形管理の方法について、伐採エリア内の立木をすべて伐採することにより、伐採前、伐採後の対比を確認できるよう資料を作成することで管理し、完了時には担当者による現地確認を行うものとする。

5. 履行期間

令和8年7月3日から令和8年11月30日

履行期間には、作業日数、準備期間、後片付け日数のほか休工期（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工期、連休等）を含むものである。

6. 業務場所

盛岡市玉山字畑井沢地内（位置図は当該仕様書の資料1に示す。）

7. 作業条件

交通規制及び交通誘導警備員数については、道路管理者及び所管警察署との協議により決定することとする。

8. 検査及び立会

発注者による立会は、下記の段階にて実施する。

- ・ 伐採作業前（伐採範囲等の確認）
- ・ 売払う発生材の搬出時（売払う発生材の確認）及び処分材の搬出時（処分材の確認）
- ・ 完了時検査

9. 現場内運搬及び集積について

伐採木については、道路用地が限られているため、原則として伐採後速やかに施設（用材加工場または処分場）への運搬を行うものとする。

ただし、別添位置図に記載の市有地に仮置きを行うことは可とする。使用後は整地等により、現況復旧すること。（現況復旧による整地等の費用は、諸経費に含まれるものとする。）

10. 伐採木の運搬・処分について

発生する伐採木については自由処分とする。

11. 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

- ・ 着手届、業務工程表、責任者通知書：契約締結後7日以内
- ・ 施工計画書：工事着手前及び必要の都度
- ・ 成果表（出来形、作業写真、マニフェスト等）：完了時

